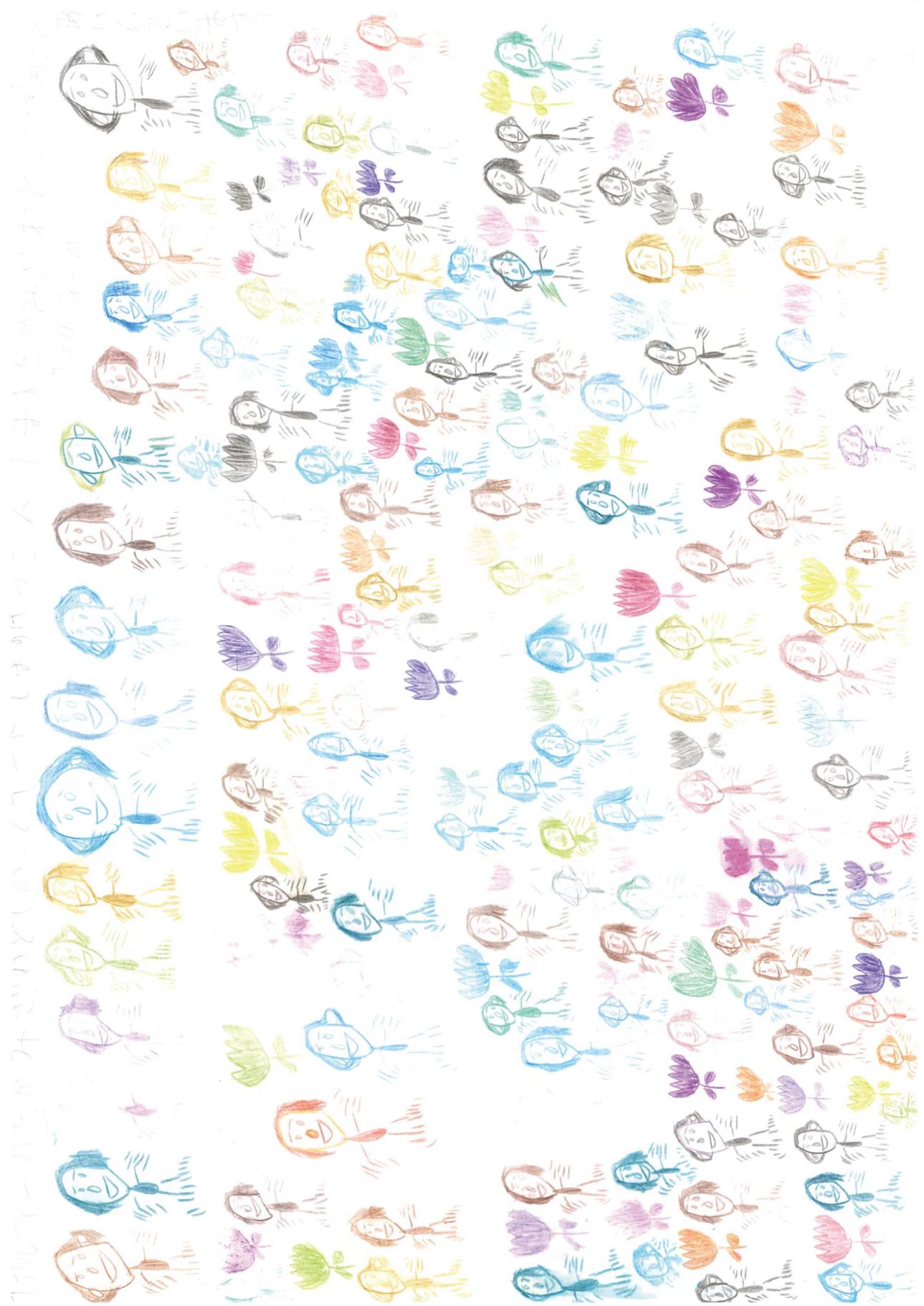


第第第
3部P
2期障害児言計画
6期障害福祉計画





第1章 国の基本方針の見直しに係る目標の設定

国の基本指針（令和2年厚生労働省告示第213号）では、令和5年までの障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、国の定める基本指針において示された目標を踏まえ、以下に掲げる事項について成果目標を設定しました。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行促進

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（施設入所者）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者数の数値目標を設定します。

項目	目標値等	備考
施設入所支援から地域生活への移行者数	2人（6.0%）	目標年度：令和5年 令和2年度末時点の入所者数： 33人
施設入所者の削減人数	2人（6.0%）	

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を成果目標としたことを踏まえ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

項目	目標値等	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置する	目標年度：令和5年度

（3）地域生活支援拠点等の整備

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）を整備します。整備された際は年1回の運用状況の検証・検討をします。

項目	目標値等	備考
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	目標年度：令和5年度

（4）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業者ごとの利用人数について目標値を設定します。また、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の就労定着支援事業を利用するよう促します。

項目	目標値等	備考
一般就労への移行者数	1人	目標年度：令和5年度
就労移行支援事業の利用者数	3人	
就労継続支援A型事業	4人	
就労継続支援B型事業	70人	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携して提供する体制を構築します。

項目	目標値等	備考
児童発達支援センターとの連携強化体制の整備	1箇所	目標年度：令和5年度
特別支援学級（聴覚障害）との連携強化体制の整備		
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置		

(6) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施、相談支援体制の充実・強化に努めます。

項目	備考	
総合的・専門的な相談支援の実施体制の確保（市町村・圏域）	目標年度：令和5年度	
項目	目標値等	備考

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がいサービスに係る研修参加や、関係機関等との支援体制の充実・強化に努めます。

項目	備考
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	目標年度：令和5年度

第2章 第5期障害福祉計画期間における計画値及び実績値

(1) 成果目標の進捗

成果目標	計画値			実績値		
	H30	H31	R2	H30	H31	R2
(1) 福祉施設から地域生活への移行						
①地域生活移行者（単位：人）	2	2	2	0	0	0
②入所者の削減見込（単位：人）	2	2	2	0	0	0
(2) 地域生活支援拠点等の整備						
①地域生活支援拠点の数(単位:か所)			1	0		
(3) 福祉施設から一般就労への移行等						
①就労移行者数（単位：人）	1	1	1	0	0	0
②就労移行支援事業の利用者数（単位：人）	8	8	8	6	2	0
③就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合（単位：%）	0	0	0	0	0	0

※令和 2 年は実績見込（令和 2 年 11 月現在）

(2) 指定障害福祉サービス等の実績

成果目標	単位	計画値			実績値		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
(1) 訪問系サービス							
居宅介護	時間	170	190	210	169	193	80
	人	14	15	16	14	16	9
重度訪問介護	時間	220	225	230	109	0	0
	人	2	2	2	1	0	0
同行援護	時間	10	10	10	10	10	5
	人	2	2	2	2	2	1
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	890	910	930	893	960	881
	人	44	45	46	46	46	44
自立訓練（機能訓練）	人日	60	60	60	0	8	4
	人	3	3	3	0	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日	40	40	40	38	42	8
	人	8	8	8	5	5	1
就労移行支援	人日	130	135	140	64	4	10
	人	7	8	8	6	2	4
就労継続支援（A型）	人日	45	68	90	48	53	10
	人	2	3	4	3	3	2
就労継続支援（B型）	人日	767	779	791	841	,108	618
	人	44	45	46	58	77	80

就労定着支援		0	0	0	0	0	0	
療養介護	人	7	7	7	7	7	7	
短期入所（福祉型）	人日	48	48	48	9	14	3	
	人	8	8	8	3	6	2	
短期入所（医療型）	人日	0	0	0	0	0	0	
	人	0	0	0	0	0	0	
(3) 居住系サービス								
	自立生活援助	人	1	1	1	0	0	
	共同生活援助	人	50	55	60	55	63	
	施設入所支援	人	29	28	27	31	36	
(4) 相談支援								
	計画相談支援	人	20	20	20	31	33	
	地域移行支援	人	2	2	2	0	0	
	地域定着支援	人	2	2	2	0	0	
(5) 障害児通所支援								
児童発達支援	時間	80	80	80	74	74	87	
	人	20	20	20	24	17	15	
放課後等デイサービス	時間	17	17	17	29	19	88	
	人	6	6	6	11	12	15	
保育所等訪問支援	時間	0	0	0	0	0	0	
	人	0	0	0	0	0	0	
医療型児童発達支援	時間	0	0	0	0	0	0	
	人	0	0	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	0	0	
医療型児童発達支援	時間	0	0	0	0	0	0	
	人	0	0	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	0	0	
(6) 障害児相談支援								
	障害児相談支援	人	6	6	6	3	3	6

※令和2年は4月から12月国保連受付分実績

第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における 各サービスの・込量

第6期障害福祉計画における各サービスの利用時間、利用者の見込量を算出しました。算出にあたっては、第5期計画における実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

各サービスの利用対象を以下のマークで表記しています

身	…身体障がい者	知	…知的障がい者	精	…精神障がい者
発	…発達支援障がい者	難	…難病	児	…障がい児

(1) 障害福祉サービスの見込量

障害者総合支援法に基づく訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援について、実施に関する考え方及び見込量を定めます。

①訪問系サービス

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間※ 1 人※2	300 18	340 20	380 22

※1 月間のサービス提供時間／※2 月間の利用人数

サービス種別	概要
居宅介護 身 知 精 発 難	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事の支援等を行います。
重度訪問介護 身 知 精 発 難	重度の肢体不自由者又は知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護が必要な人への自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護 身	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護 知 精 発	自己判断能力が制限されている人への危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援 身 知 精	特に介護が必要な人への居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

②日中活動系サービス

身 知 精 発 難

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日※1	850	870	890
	人※2	50	51	52
自立訓練（機能訓練）	人日	40	60	80
	人	2	3	4
自立訓練（生活訓練）	人日	40	50	60
	人	6	7	8
就労移行支援	人日	90	100	110
	人	6	7	8
就労継続支援（A型）	人日	40	60	80
	人	2	3	4
就労継続支援（B型）	人日	1000	1010	1020
	人	80	82	84
就労定着支援	人	0	0	0
療養介護	人	7	7	7
短期入所（福祉型）	人日	35	35	35
	人	5	5	5
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

※1 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※2 月間の利用人数

サービス種別	概要
生活介護	常時介護が必要な人への毎日の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活を営む能力の向上を目的に必要な訓練等を行います。（障がい種別による利用制限なし）
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、入浴、排せつ及び食事等に関する日常生活能力を向上するための支援等を行います。（障害種別による利用制限なし）
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障がい者に 対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をしています。
短期入所（福祉型）	日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）の施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 ※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます
短期入所（医療型）	

③居住系サービス 身 知 精 発 難

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人 ^{※1}	1	1	1
共同生活援助	人	55	60	65
施設入所支援	人	40	45	45

※1 月間の利用人数

サービス種別	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していたり、精神科病院等に入院していたりする人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 ※グループホーム事業者自らが行う介護サービス包括型と、外部の居宅介護事業所に委託する外部サービス利用型とに分類されます
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

④相談支援 身 知 精 発 難 児

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人 ^{※1}	395	400	405
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

※1 月間の利用人数

サービス種別	概要
計画相談支援	<サービス利用支援> 障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。 <継続サービス利用支援> サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	施設や精神科病院、保護施設、矯正施設に入所、入院されている方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

(2) 障害児福祉サービスの見込量

①障害児通所支援 児

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日※1	40	45	50
	人※2	13	15	17
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	30	35	40
	人	15	17	19
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

※1 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※2 月間の利用人数

②障害児相談支援 児

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人※1	20	25	30

※1 月間の利用人数

③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 児

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人 数	人	0	0	0

サービス種別	概要
児童発達支援	障がいのある未就学児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由で、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要である児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに身体の状況により治療も行います。
放課後等デイサービス	障がいのある就学児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを定期的に訪問し、障がいのある児童や保育所のスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対し、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
---------	--

④発達障害者に対する支援

身 知 精 発 難 児

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやプログラム等の受講者数	人 ^{※1}	30	30	30
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

⑤精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

身 知 精 発 難 児

種 別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の回数	回	1	2	2
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	人	15	15	15
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	人	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人	1	1	1
精神障害者の自立生活援助	人	1	1	1

⑤相談支援体制の充実・強化のための取組

身 知 精 発 難 児

種 別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	市町村	0	0	0
地域の相談支援体制の強化	地域相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	0
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0	0	0
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0	0	0

⑥障害福祉サービスの質を向上させるための取組

身 知 精 発 難 児

種 別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各研修の活用	件	0	0	0
障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有	件	0	0	0

⑦整備見込量（定員数）

身 知 精 発

種 別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	10	10	10

⑧障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた必要な見込量

児

種 別	見込み量 人	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	5	7	9	11
認定こども園	10	12	14	16
放課後等児童健全育成事業	5	7	9	11

第4章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

地域生活支援事業について、各事業の実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策について定めます。

市町村地域生活支援事業

必須事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
 - 1) 障害者相談支援事業
 - 2) 基幹相談支援センター等機能強化事業
 - 3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

- ①日常生活支援
 - 1) 福祉ホームの運営
 - 2) 訪問入浴サービス
 - 3) 生活訓練等
 - 4) 日中一時支援
 - 5) 地域移行のための安心生活支援
 - 6) 巡回支援専門員整備
 - 7) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
- ②社会参加支援
 - 1) スポーツ・レクリエーション教室開催等
 - 2) 文化芸術活動振興
 - 3) 点字・声の広報等発行
 - 4) 奉仕員養成研修
 - 5) 自動車運転免許取得・改造助成
- ③権利擁護支援
 - 1) 成年後見制度普及啓発
 - 2) 障害者虐待防止対策支援
- ④就業・就労支援
 - 1) 盲人ホームの運営
 - 2) 更生訓練費給付
 - 3) 知的障害者職親委託

障害支援区分認定等事務

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、市町村が実施する地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

障がい者週間について町の広報紙やホームページに掲載する等、理解促進・啓発を行います。

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

障がい者団体に委託し、ボランティアの実習や地域のニーズに応じた各種ボランティア活動を行います。また、精神障がい者への社会的理解の啓発及び社会復帰を図るため、家族会等が実施する交流会、研修、講座、相談対応及びボランティア活動などの事業に対し、助成します。

③相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供をはじめ、助言、障害福祉サービスの利用支援、当事者相談（ピアカウンセリング）等の必要な支援を行います。事業の実施にあたっては、相談支援事業の実績があり、短期入所等を実施している社会福祉法人と協定を結び、地域の包括的な相談支援を担えるよう、連携を図るとともに、緊急時に適切な対応が取れるよう体制を確保します。

イ 基幹相談支援センター機能強化事業

障がい者及び障がい児のための総合的な相談業務をワンストップで行い、障害者虐待防止センターとしての役割も備える障害者基幹相談支援センターを運営します。

ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望している障がい者等を対象に、入居契約手続き、関係機関との連絡・調整等の支援を行います。

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業※1	実施の有無	1	1	1
住宅入居等支援事業※2 (居住サポート事業)	実施の有無	0	0	0

※1 相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

※2 公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に際して申し立てに要する費用や後見人等の報酬を助成する事業です。

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。事業の実施にあたっては、関係機関等と連携して取組を進めるとともに、パンフレット配布等により、制度周知と利用促進に努めます。

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年※1	0	1	1

※1 実利用見込み者数

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及び法人後見の活動が円滑に行われるような支援を行います。

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	0	1	1

⑥意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

実施にあたっては専門的技能を有する事業者や障がい者団体等への委託により、利用者の要望に対応します。

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者設置事業	人/年	0	1	1
手話通訳者派遣事業	派遣件数/年	0	12	12
要約筆記者派遣事業	派遣件数/年	0	12	12

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るもので

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日常生活用具給付等事業	件/年	75	80	85
（内訳）	介護・訓練支援用具	件/年	1	1
	自立生活支援用具	件/年	2	2
	在宅療養等支援用具	件/年	4	5
	情報・意思疎通支援用具	件/年	8	9
	排泄管理支援用具	件/年	60	62
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	1

サービス種別	給付等の対象となる主な日常生活用具等
日常生活用具給付等事業	
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・入浴担架・移動用リフト・特殊尿器など
自立生活支援用具	入浴補助用具・特殊便器・T字状・棒状のつえ・電磁調理器・自動消火器 など
在宅療養等支援用具	透析液加温器・吸入器・酸素ボンベ運搬車・盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ・点字タイプライター・点字図書・盲人用時計 など
排泄管理支援用具	ストマ装具・紙おむつ・収尿器 など
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取り付け、段差の解消などの改修費と、これに付帯して必要な住宅の改修費

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

関係団体に委託し、手話講習会を実施します。事業の実施にあたっては、町の広報紙やホームページで講習会の周知に努めるとともに、より効果的な養成が行えるよう、関係団体と連携を図りながら事業を実施します。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年 [*] 1	0	0	0

※1 実養成講習修了見込み者数

⑨移動支援事業

移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うものです。一人で外出するのが困難な障がい者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

障がい者等の社会参加と自立を促進するため、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護のいずれかの指定を受けている事業者に委託し、移動支援を実施します。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	事業所数	2	2	2

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター				
地域活動支援センターⅠ型	事業所数	0	1	1
	人/年	0	20	20
地域活動支援センターⅡ型	事業所数	0	0	0
	人/年	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	事業所数	0	0	0
	人/年	0	0	0
サービス種別	概要			
日常生活用具給付等事業				
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていますことを要件としています。			
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。			
地域活動支援センターⅢ型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。			

(2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業は、市町村の判断で事業を実施できることとされています。実施している事業には☑を記載しています。

①日常生活支援

サービス種別	概要	実施
1) 福祉ホームの運営	家庭の環境や、住宅の事情などの理由によって、居宅において生活をすることが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室、その他設備の利用や、施設の管理、利用者の日常に関する相談や助言、または福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行い、地域生活を支援することを目的とした事業です。※1	<input type="checkbox"/>
2) 訪問入浴サービス	地域における身体に障がいがある方の生活を支援するため、看護師、または准看護師もしくは介護職員が、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とした事業です。※2	<input type="checkbox"/>
3) 生活訓練等	障がいのある方等に対して、日常生活上の必要な訓練や、指導等を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう支援します。	<input type="checkbox"/>
4) 日中一時支援	日中において障がいのある方等を介護、監護する方がいない場合に活動の場を確保、提供し、一時的に見守り等の支援を行います。レスパイトケア※3 としての役割も担うこととした事業です。	<input checked="" type="checkbox"/>
5) 地域移行のための 安心生活支援	障がいのある方が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域・場所で暮らしていくよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とした事業です。	<input type="checkbox"/>
6) 巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所などの子供や、その親が集まる施設や場所へ巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がいのある児童の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う、発達障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。	<input type="checkbox"/>
7) 相談支援事業所等 (地域援助事業者)における退院支援体制確保	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律（第33条の5の規定）に基づく相談支援事業所等（地域援助事業者）が退院支援体制の確保に要する費用の一部を助成し、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とした事業です。	<input type="checkbox"/>

※1 常時の介護、医療を必要とする状態にある方を除くとされています。

※2 サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合など、サービス提供従事者は、速やかに主治医、又は予めサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることになっています。

※3 家族に代わり一時的にケアを代替することで日々の疲れ等をリフレッシュして頂く家族支援サービスをいいます。

②社会参加支援

サービス種別	概要	実施
1) スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある方等の体力増強、交流、余暇等の支援、および障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供する事業です。	<input type="checkbox"/>
2) 文化芸術活動振興	障がいのある方等の文化芸術活動を振興するために、障がいのある方等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う事業です。	<input type="checkbox"/>
3) 点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障害のある方等のために、点訳、音声訳、その他にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障がい者等の障がい者関係事業の紹介、生活情報など、地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的、または必要に応じて提供する事業です。	<input type="checkbox"/>
4) 奉仕員養成研修	点訳、または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成・研修を目的とした事業です。	<input type="checkbox"/>
5) 身体障害者自動車改造費助成事業	障がいのある方等の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。	<input checked="" type="checkbox"/>

③権利擁護支援

サービス種別	概要	実施
1) 成年後見制度普及啓発	成年後見制度の利用を促進するために普及啓発を行い、障がいのある方の権利擁護を図ることを目的とした事業です。	<input type="checkbox"/>
2) 障害者虐待防止対策支援	障がいのある方への虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応や、その後の適切な支援を行うために、地域の関係行政機関・障がい者等の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者や、関係する団体、または地域の住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とした事業です。	<input type="checkbox"/>

④就業・就労支援

サービス種別	概要	実施
1) 盲人ホームの運営	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、又はきゅう師免許を有するが、自営したり雇用されたりすることの困難な視覚障がいのある方に対し、施療や必要な技術の指導を行い、自立を支援することを目的とした事業です。	<input type="checkbox"/>
2) 更生訓練費給付	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に対して更生訓練費を支給することで社会への復帰の促進を図ることを目的とした事業です。	<input checked="" type="checkbox"/>
3) 知的障害者職親委託	知的障がいのある方の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熟意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導、および技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与え、雇用の促進と職場における定着性を高めることで知的障がいのある方の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。	<input type="checkbox"/>

第5章 地域における障がい者支援の充実

1・援体制の整備

(1) 屋久島町自立支援協議会の設置

相談支援事業者やサービス提供事業者、教育、企業・就労支援機関等、町民に身近な地域での公民一体となった関係機関のネットワークの中核として設置・運営しています。

(平成25年4月1日、屋久島町自立支援協議会設置)

屋久島町自立支援協議会【全体会】

(年2~3回程度を目途に必要に応じて開催)

～屋久島町自立支援協議会が目指すもの～

住み慣れた地域において 出来る限り自分らしく 安心して生活ができるよう
屋久島町内 関係機関相互の連携を図る

○専門部会で協議された事項や施策提案等の報告を受け、検証、確認、情報の共有を図り
協議会全体として意思確認を行うことで、具体的な取組みや自治体への提案につなげていく。

専門部会

せいかつ部会

(年3回程度開催)

こども部会

(年3回程度開催)

※必要に応じ、左記2部会の他に権利擁護部会、相談支援事業所検討部会等を臨時に開催することがある。

- 課題ごとに議論を深めて、課題解決のための調査研究や施策提案等の具体的な結果を出すことを指向する。様々な課題に対し一つずつ期限を決め、計画的に調査・協議を重ね全体会にその結果を報告（提案）する。

※（注）情報共有や単なる議論の場でないことを意識した会議にする。

行政（町・県）・施設 担当者会議

(隨時必要に応じて開催)



町 個別支援会議 個別ケース会議

○困難事例を協議する

施設 個別支援会議 個別ケース会議

○困難事例を協議する

日常の業務の中における困難な事例をピックアップ
(ケア会議やサービス調整会議等)

○障がいのある方のニーズに十分な対応が出来ているか。

困難な事例をピックアップ
(相談や日常業務等)

○どんな個別ニーズと地域課題があるのか。

(2) 相談機能の充実

障がい者や高齢者はもとより、町民の福祉ニーズに対応すべく、相談からサービス提供まで一貫した相談窓口機関を整備し、町民の福祉ニーズに対応できる体制の構築に向けて協議します。

地域社会全体で障がい者を支えるため、保健・医療・福祉の専門家や関係機関・団体等との連携を図りながら、地域における身近な相談支援体制の構築に努めます。

家族と暮らす障がい者について、その家庭や家族を支援することとし、特に、障がい児の健全な発達を支援する観点から、家族に対し、療育方法などの情報提供やカウンセリング等を行います。

(3) ケアマネジメント体制の整備

障がい者やその家族からの相談に応じて、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて、適切な支給決定がなされるようケアマネジメント体制の構築を図っていきます。

(4) 専門職員の配置による相談支援機能の強化

相談支援事業が適かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

(5) 相談支援専門員の育成・確保

生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員について、県や県社会福祉協議会と連携し、研修や講座への参加を促進し、人材の育成と確保に努めます。

2 障害福祉サービスの充実

(1) 居宅サービスの充実

障がい者等が地域で生活していくためには、必要なサービスを身近な地域で受けられるよう居宅サービスの充実が求められます。特に精神障がい者においては今後も手帳所持者数の大幅な増加が予測されることや退院促進を図ることから、居宅サービスの基盤整備を進めることが重要です。

また、障害者総合支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の3障害に加え、難病も対象となったことから、各対象者に対応できる事業所や新規サービスを提供する事業者の確保に努め、サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

障害者総合支援法の施行に伴い、地域生活に比重が置かれ、日中活動の場の確保が必要となっています。

障がい者の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していくよう生活介護をはじめ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所サービス、地域活動支援センター事業などの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるようサービスの充実を図ります。

(3) 居住系サービスの充実

障害者総合支援法の施行に伴い、地域生活に比重が置かれ、グループホームの確保が必要となっています。特に町内においては居住系の施設が皆無のためグループホームの確保は急務となっています。障がい者の保護者の高齢化も進んでいることから、早急に町内のグループホームの整備、確保ができるよう努めます。

3 障がい児支援の充実

関係機関が連携して障がいの早期発見、早期療育の推進を図り、障がい児一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな療育が行えるよう児童発達支援・放課後等デイサービスの支援体制の強化に努めます。

4 地域生活支援事業の充実

現在、実施できていない事業も多いことから、必須事業を中心に早期実現に努めるとともに、障がい者のニーズを把握しサービス提供事業者の確保に努め、サービスの充実を図ります